

別表第1（第3条関係）

補助対象事業		経費	補助率等	備考
集落ビジョンの実現に向けた取組	(1) 中核となる若者等の雇用 (注1)	別紙1-1の基準を満たす中核となる若者等の雇用の場合において、当該若者等を雇用する際に必要となる以下の経費であること(注2) ①給料(フルタイムの場合)又は報酬(パートタイムの場合) ②給料又は報酬が支弁される者に対する扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、期末手当、勤勉手当、社会保険料及び労働保険料	定額(上限額1年あたり100万円、最大3年)	1. 第4条に定める間接補助事業者とは集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱第3の5の(1)の要件を満たす集落営農組織又は集落営農組織が主たる構成員となった連携組織をいう。 なお、集落営農組織は集落内の概ね過半の農家が何らかの形で集落営農に参加していること。 2. 集落ビジョン等に基づき、最長5年間(補助上限額1,000万円)助成対象とすることができるものとする。
	(2) 収益力の柱となる経営部門の確立	収益力の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培(種苗費、資機材費、燃料費、光熱水費、農業用機械等のリース料等)、加工品の試作(委託費、機械等のリース料等)、販路開拓(展示会等出展費、旅費、販売用のホームページ作成費等)などの経費であること	定額 なお、高収益作物の試験栽培を実施する場合は、1集落ビジョン等当たり2作物(1作物30aまでの経費が上限)まで補助対象とすることができるものとする。	
	(3) 組織の法人化	信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費であること	定額(法人化した組織に対して25万円を補助するものとする。)	
	(4) 共同利用機械等の導入 (注3)	別紙1-2の基準を満たす共同利用機械等を導入する場合において、効率的な生産のために必要となる農業用機械等の導入経費であること	2分の1以内	

(注1) 若者等の雇用については、目標年度以降も雇用契約等により、間接補助事業者である集落営農組織等の中核的な人材としての活動していくことを目指す高い意欲が認められ、かつ、当該間接補助事業者との間で、正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結すること又は7か月以上の雇用契約を締結した後に翌年度以降も7か月以上の雇用契約を目標年度まで締結する意思を示していること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない等の理由で雇用契約の締結が困難な場合は、その構成員である個人等が中核となる若者等を新たに雇用することができるものとする。

(注2) 若者等を雇用する経費については、

① 就業規則(又は給与規定)や雇用契約の定めに沿って支給され、かつ、間接補助事業者である集落営農組織において同等の業務に従事する従業員(雇用実績のない間接補助事業者については、地域で同程度の業務に従事する従業員)の賃金や手当の水準を参考として、社会通念上、著しく過大な額でないこと。

② 当該若者等が農畜産物の生産及び農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業に従事した時間を基に算定された経費であること。

(注3) 共同利用機械等の導入に当たっては、農業機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

(別紙 1 - 1)

「中核となる若者等の雇用」に係る基準について

中核となる若者等の雇用に当たっては、以下の基準を満たすこと。

- 1 原則として労働保険（雇用保険、労働者災害補償保険）に加入させること。また、法人にあつては、厚生年金保険、健康保険に加入させること。
- 2 労働基準法に規定された年次有給休暇を適切に付与すること。
- 3 常時 10 人以上の従業員を雇用する間接補助事業者にあつては、就業規則を定めていること。
- 4 労働基準法等で定められた管理帳簿を整備すること。
- 5 過去に雇用に関して法令に違反したことがないこと。
- 6 中核となる若者等との間で、本事業に関する取組で締結する雇用契約より前に雇用関係がないこと。
- 7 中核となる若者等の雇用を事由として、本事業の助成対象期間と重複する期間を対象とした国による当該若者等の人件費に対する助成、雇用奨励金などを受給していないこと。

(別紙 1 - 2)

共同利用機械等の導入に係る基準について

共同利用機械等の導入（農地の改良等を含む）に当たっては、以下の基準を満たすこと。

- 1 原則、単年度で完了すること。
- 2 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。
事業の対象となる農業用機械等が中古である場合には、事業費が50万円以上であり、かつ、補助事業者が適正と認める価格で取得されるものであること。
- 3 原則として、事業の対象となる機械等は、新品時の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第1項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）がおおむね5年以上20年以下のものであること。
ただし、事業の対象となる機械等が中古機械等である場合には、上記に加え、同令第3条に規定する耐用年数が2年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る。）。
- 4 原則として、農業経営の用途以外の用途に供される汎用性の高い運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等ではないこと。
ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。
 - (1) フォークリフト、ショベルローダー、バックホー及びGPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件をすべて満たすものであること。
 - ア 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他の用途に使用されないものであること。
 - イ 農業経営において真に必要であること。
 - ウ 導入後の適正利用が確認できるものであること。
 - (2) 農機具格納庫については、本事業で導入する助成対象機械を収容し、かつ、当該機械と併せて設置するものであること。なお、助成対象に係る床面積規模は、助成対象機械の大きさ及び台数からみて合理的なものであるとともに、設置場所の立地条件等からみて、通路等の関連空間及び設置空間が適正に確保されているものであること。
- 5 導入を予定している機械等が、間接補助事業者の成果目標の達成に必要なものであること。
- 6 補助事業者が作成する支援計画の提出以前に自ら又は本事業以外の国の補助事業等を活用して着手等若しくは着手等を予定し、又は導入の完了した機械等を本事業に切り替えて導入するものでないこと。
- 7 整備を予定している施設等の施工業者等が、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定。以下「GL」という。）で対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がGLに準拠していること。
- 8 トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、農機データを当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがAPI（複数のアプリケーション等を接続・連携するために必要な仕組み）を自社のwebサイトや農業データ関係基盤等で公開し、農機データを連携できる環境を令和4年4月時点で整備している又は令和4年度末までに整備する見込みであること。
ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合を除く。